

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	国民健康保険情報システムの再構築について
--------	----------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

**【諮問】**

◇第 16 条第 1 項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）

**【報告】**

◇第 14 条第 1 項（業務委託）

（担当部課：健康部医療保険年金課）

## 事業の概要

事業名	国民健康保険情報システムの再構築
担当課	医療保険年金課
目的	国民健康保険事務の安定運用を図る。
対象者	新宿区国民健康保険の被保険者（元被保険者を含む。）及びその世帯員
事業内容	<p>1 整備の経緯</p> <p>国民健康保険情報システムは、平成元年8月から稼働している。その後、いくつかの改修を経て、現在に至っている。</p> <p>その一方、今後、次の事態が生じることが見込まれる。</p> <p>① 国民健康保険制度改革（平成30年度から）</p> <p>② 記号番号の枯渇化（付番できる国民健康保険証記号番号が無くなること）（平成31年度から【見込み】）</p> <p>③ 国民健康保険証とマイナンバーカードの一体化（マイナンバーカードを保険証として利用できるようになること）（平成32年度から【見込み】）</p> <p>そのため、「現行システムを廃止し、新規システムを開発する」という旨の再構築を行うこととする。なお、新規システムについては、上記国民健康保険制度改革を契機に国が無償提供するソフトウェア「市町村事務処理標準システム」（以下「標準システム」という。）（※1）及び「外付けシステム」（※2）を合わせた内容となる。</p> <p>今後見込まれる様々な制度改正などの際、その都度、国が対応版を開発し、標準システムを導入している各自治体に提供することになるため、上記再構築により、国民健康保険事務をより安定的に運用できる。</p> <p>※1 国民健康保険事務に係るもので、宛名管理、資格管理、給付管理、収滞納管理の機能を有するものをいう。</p> <p>※2 現行システムと新システムとの間の収納データの変換（様式統一）や、電話催告システムとの連携を行うものをいう。</p> <p>2 新規システムによる処理対象者の規模 約10万人</p> <p>3 開発の内容</p> <p>① インフラ基盤の構築</p> <p>② 標準システムのインストール</p> <p>③ 外付けシステムの開発</p> <p>④ 現行システムから新規システムへのデータ移行及び現行システムの廃止</p> <p>⑤ 庁内の他システム（例：統合宛名システム等）との連携環境の構築</p> <p>⑥ 運用管理機能（※）の構築</p> <p>※ 利用者管理、情報セキュリティ対策、バックアップ、運用状況監視、障害対策等</p> <p>⑦ 上記①から⑥までの要件定義、設計、開発、検証等</p>

## 件名 国民健康保険情報システムの再構築について

保有課(担当課)	医療保険年金課
登録業務の名称	国民健康保険
記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どのコンピュータに記録されるのか)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 個人の範囲 新宿区国民健康保険の被保険者(元被保険者を含む。)及びその世帯員</li> <li>2 記録項目 資料3-1のとおり</li> <li>3 記録するコンピュータ 新宿区国民健康保険システムサーバー(医療保険年金課単独)</li> </ol>
新規開発・追加・変更の理由	今後見込まれる様々な制度改正などの際、その都度、国が対応版を開発し、標準システムを導入している各自治体に提供することになるため、本件システムの再構築により、国民健康保険事務をより安定的に運用できる。
新規開発・追加・変更の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 インフラ基盤の構築(平成29年8月から)</li> <li>2 標準システムのインストール(平成29年10月から)</li> <li>3 外付けシステムの開発(平成29年12月から)</li> <li>4 現行システムから新規システムへのデータ移行及び現行システムの廃止(平成29年11月から平成31年2月まで)</li> <li>5 庁内の他システム(例:統合宛名システム等)との連携環境の構築(平成29年12月から)</li> <li>6 運用管理機能(※)の構築(平成29年10月から) ※ 利用者管理、情報セキュリティ対策、バックアップ、運用状況監視、障害対策等</li> <li>7 上記1から6までの要件定義、設計、開発、検証等</li> </ol>
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 契約にあたり、仕様書に新宿区情報セキュリティーポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務を明記するとともに、別紙「特記事項」を付す。</li> <li>2 開発過程におけるテスト及びデータセットアップには、区職員が立ち会う。</li> <li>3 個人情報保護委員会の「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に基づき、特定個人情報の保護及びシステム上の安全管理措置を徹底する。</li> </ol>
新規開発・追加・変更の時期	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開発 : 平成29年6月から平成31年1月まで</li> <li>2 本稼働 : 平成31年2月から</li> </ol>

## 件名 国民健康保険情報システムの再構築に係る業務の委託について

保有課(担当課)	医療保険年金課
登録業務の名称	国民健康保険
委託先	株式会社 日立システムズ 【ISO9001、ISO14001 認証及びプライバシーマーク付与認定】
委託に伴い事業者処理させる情報項目(たれの、どのような項目か)	【新宿区国民健康保険の被保険者(元被保険者を含む。)及びその世帯員に係る情報項目】 資料3-1のとおり
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体
委託理由	1 ITに係る高い技術力と様々な実績及び提案力を持つ事業者により、高度なシステムの再構築を効率的に行うことができる。 2 新宿区国民健康保険システムの再構築に係る事業者の選定に当たり、公募によるプロポーザル(企画提案・評価)を行った結果、上記委託先が最良な企画提案を行った事業者として選定された。
委託の内容	1 開発・整備業務 ① インフラ基盤の構築 ② 標準システムのインストール ③ 外付けシステムの開発 ④ 現行システムから新規システムへのデータ移行及び現行システムの廃止 ⑤ 庁内の他システム(例:統合宛名システム等)との連携環境の構築 ⑥ 運用管理機能(※)の構築 ※ 利用者管理、情報セキュリティ対策、バックアップ、運用状況監視、障害対策等 ⑦ 上記1から6までの要件定義、設計、開発、検証等 2 保守業務 ① ハード、ソフトの障害復旧 ② 業務運用スケジュール作成、オペレーション等
委託の開始時期及び期限	1 開発・整備業務 平成29年6月上旬から平成31年2月上旬(本稼働時期)まで 2 保守業務 平成31年2月上旬から平成31年3月31日まで(以降継続)
委託に当たり区が行う情報保護対策	1 区と委託先との間の契約書には、「特記事項(別紙1及び2)」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務について明記する。 2 委託先と再委託先との間の契約書には、「特記事項(別紙2)」を付す。 3 実データを使用した検証作業は、職員が実施することとし、委託先は、必要な支援を行う。 4 個人情報保護委員会の「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に基づき、特定個人情報の保護及びシステム上の安全管理措置を徹底する。 5 本業務に係る個人情報は、庁内外へ持ち出さないよう指導する。 6 個人情報の管理状況について、必要に応じて区の職員が立入調査を行う。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 個人情報取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させる。 2 開発過程におけるテスト及びデータセットアップには、区職員が立ち会う。 3 上記委託内容の業務遂行の後、実データを使用した検証作業は、区職員が実施することとし、委託先は、必要な支援を行う。 4 個人情報保護委員会の「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に基づき、特定個人情報の保護及びシステム上の安全管理措置を徹底させる。 5 本業務に係る個人情報は、庁内外へ持ち出さない。 6 業務終了後は、データ媒体を返却し、消去報告書を提出させる。

## 件名 国民健康保険情報システムの再構築に係る業務の再委託について

保有課(担当課)	医療保険年金課
登録業務の名称	国民健康保険
委託先(再委託先)	<b>【委託先】</b> 株式会社 日立システムズ <b>【再委託先】</b> 1 株式会社日立ソリューションズ西日本 2 株式会社日立 INS ソフトウェア
再委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	<b>【新宿区国民健康保険の被保険者(元被保険者を含む。)及びその世帯員に係る情報項目】</b> 資料3-1のとおり
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体
再委託理由	上記再委託先は、それぞれ本業務に関するノウハウを有しており、効率的かつ最適な業務遂行が可能であるため
再委託の内容	<u>1 日立ソリューションズ西日本が行う業務</u> ① 開発・整備業務 「標準システム」の宛名・連携、資格、賦課、給付、収滞納の構築、設定に係る業務 ② 保守業務 ハード、ソフトの障害復旧等 <u>2 日立 INS ソフトウェアが行う業務</u> ① 開発・整備業務 「標準システム」共通業務の構築、設定に係る業務 <b>【保守業務】</b> ハード、ソフトの障害復旧等
再委託の開始時期及び期限	1 開発・整備業務 平成29年6月上旬 から平成31年2月上旬(本稼働時期)まで 2 保守業務 平成31年2月上旬から平成31年3月31日まで(以降継続)
再委託にあたり区が行う情報保護対策	1 区と委託先との間の契約書には、「特記事項(別紙1及び2)」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務について明記する。 2 委託先と再委託先との間の契約書には、「特記事項(別紙2)」を付す。 3 契約履行の間、特記事項に基づき、区が再委託先に対して必要に応じ、立入調査を実施するとともに、報告を求める。 4 本業務に係る個人情報は、庁内外へ持ち出さないよう指導する。
再委託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告する。 2 別紙「特記事項」の順守とともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守を義務付ける。 3 再委託先が業務を行うに当たり、無断で個人情報データにアクセスすることのないように、委託先に、システム操作権限の設定等のセキュリティ対策を実施させる。 4 契約履行の間、特記事項に基づき、区の立入調査等を受けるとともに、報告を行う。 5 本業務に係る個人情報は、庁内外へ持ち出さない。 6 業務終了後は、データ媒体を返却し、消去報告書を提出させる。

## 特記事項

### (基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

### (秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

### (適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

### (本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

### (収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
  - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
  - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
  - (3) 犯罪に関する事項
  - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

### (持ち出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

### (目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

### (適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

### (複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

### (再委託の禁止)

- 10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。

- 11 乙は、乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの（以下「再委託先」という。）に対して、当該業務に従事している者及び従事していた者に次のことを周知しなければならない。
- ア 当該業務又は事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと。
- イ 新宿区個人情報保護条例（平成 17 年新宿区条例第 5 号）第 43 条（個人の秘密に属する保有個人情報の提供に係る罪）、第 44 条（不正な保有個人情報の提供又は盗用に係る罪）の罰則の適用があること。
- 12 甲は、必要に応じて直接再委託先に報告を求め、調査を行い、指導することができる。乙は、再委託先との契約書に当該条項を明記しなければならない。
- 13 乙は、再委託先との契約書に別紙委託者の再委託用の特記事項に掲げる事項を明記しなければならない。

**（資料等の返還等）**

- 14 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。
- 15 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

**（個人情報を取り扱う従事者の指定）**

- 16 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

**（業務に関する報告）**

- 17 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

**（監査）**

- 18 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

**（従事者に対する教育）**

- 19 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

**（事故発生時等における報告）**

- 20 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

**（公表）**

- 21 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

**（損害の賠償）**

- 22 乙は、第 1 項から第 20 項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

## 特記事項

### (基本的事項)

- 1 丙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

### (甲、乙及び丙の意義)

- 2 この特記事項において、「甲」、「乙」及び「丙」とは、それぞれ次の各号に定めるものをいう。

- (1) 甲 新宿区長
- (2) 乙 甲から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの
- (3) 丙 乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの

### (秘密の保持)

- 3 丙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

### (適正収集)

- 4 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

### (本人収集及び利用目的の明示)

- 5 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

### (収集禁止事項)

- 6 丙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
- (3) 犯罪に関する事項
- (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

### (持ち出しの禁止)

- 7 丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

### (目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 8 丙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

### (適正な管理)

- 9 丙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。



#### **(複写等の禁止)**

- 10 丙は、業務を行うために乙から提供され、又は丙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

#### **(再委託の禁止)**

- 11 丙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

#### **(資料等の返還等)**

- 12 丙は、この契約の終了後は、業務を行うために乙から提供され、又は丙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を乙に返還し、又は引き渡し、丙が業務を行うに当たり丙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

- 13 丙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲及び乙に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲及び乙は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

#### **(個人情報を取り扱う従事者の指定)**

- 14 丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲及び乙に報告するものとする。

#### **(業務に関する報告)**

- 15 丙は、乙の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

#### **(監査)**

- 16 丙は、業務に関する個人情報の管理状況について、乙の立入調査等による監査を受けるものとする。

#### **(従事者に対する教育)**

- 17 丙は、丙の従事者従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

#### **(事故発生時等における報告)**

- 18 丙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

#### **(甲の報告要求、調査及び指導)**

- 19 甲は、必要に応じて直接丙に報告を求め、調査を行い、指導することができる。

#### **(公表)**

- 20 甲は、丙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

#### **(損害の賠償)**

- 21 丙は、第1項及び第3項から第19項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲、乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。